令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	熱中症対策について	本年もコロナ禍の夏をむかえようとしております。「あつさ指数」なるものがあるようですが、中味がよくわかりませんので、教えてください。市民に対する熱中症対策についてホームページやペーパーであれば「けんこうガイド」での周知徹底をお願いします。又、幼保小中学生に対しては、それぞれに応じたいわゆるガイドブックを作成して配布してください。	まず、「暑さ指数」についてですが、暑さ指数とは①気温 ②湿度 ③輻射熱の３つを取り入れた指標です。 暑さ指標が33℃になると予測された地域に対して、環境省から「熱中症警戒アラート」が発表されます。熱中症警戒アラートが出ている地域は、熱中症にかかる危険性が極めて高いので、いつも以上に積極的に、熱中症予防に努める必要があります。 （環境省HP「熱中症予防サイト」より） また、健康センターはるる(健康づくり課)での熱中症啓発ついて、市民の皆様に熱中症の啓発を行うため、6月末にいきいき健康情報「熱中症を予防しよう」を放送する準備を進めております。こちらの番組内で、暑さ指数についても紹介させて頂きます。 更に、6月に健康づくり課で実施する事業の中で、熱中症についての資料の配布を行う予定です。 次に、保育園・幼稚園における熱中症対策についてですが、公立保育園・こども園、私立保育園、公立幼稚園の保護者へ向けて、毎月１回市より発行している「ほけんだより」の中で、熱中症予防対策について啓発しています。 令和３年度は、５月号「暑くなり始めるこの季節、熱中症に気をつけましょう」、６月号「熱中症予防行動のポイント」として、発信しています。 また、保育園、こども園、幼稚園の職員向けに「プール活動の留意点～熱中症予防の観点から～」「暑さ指数とは」を各園へ配布しています。	健康づくり課 電話：20-8087 こども未来課 電話：53-4083

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	熱中症対策について	本年もコロナ禍の夏をむかえようとしております。「あつさ指数」なるものがあるようですが、中味がよくわかりませんので、教えてください。市民に対する熱中症対策についてホームページやペーパーであれば「けんこうガイド」での周知徹底をお願いします。又、幼保小中学生に対しては、それぞれに応じたいわゆるガイドブックを作成して配布してください。	小・中学校における熱中対策については、市教育委員会より、熱中症予防や熱中症事故の防止について各学校に通知し、活動時の環境に応じ、十分な水分の補給・休憩時間を確保することや、日頃から子どもたちの健康観察を適切に行うことなどについて、注意喚起を行っています。 また、環境省の「熱中症環境保健マニュアル」や日本スポーツ振興センターの「熱中症を予防しよう（パンフレット）」などの対応マニュアルが各学校分送付され、これらを参考に対策を講じています。 更に、各学校では、日々の児童生徒の健康観察を行い、気温・湿度などの環境条件に配慮して運動の内容を判断したり、こまめな水分補給や塩分補給、適切に休憩を取ったりするなど、子どもたちの健康管理に細心の注意を払っております。 また、必要に応じてテントを設営して日陰の待機場所を作ったり、ミストシャワーを設置したりするなどの対応も行っています。 今後も児童生徒の健康を最優先に考え、熱中症予防に努めてまいります。	学校教育課 電話：53-4429

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	財政調整基金の件	標記の件ですが目的をもった基金ではなく、台風、地震等があった場合につき、県や国等から支援以外に市独自の資金として活用されているものと理解をしております。まちがっていれば教えて下さい。 合併以降の年度末の財政調整基金の残高、年中の出入り、表現は無いですが、取りくずし、又は新たなる積増を教えて下さい。又、令和２年度にコロナ対策として活用されたものがあれば教えてください。取りくずしの用途、今後例えば地球温暖化の影響で風水害とか南海トラフト地震の確立が30年以内に８割とかいわれております。 又、今回の感染症もサーズマーズもあり、周期的に発生しております。市として、財政調整基金に対する基本的な考え方も教えて下さい。	財政調整基金は、自治体が年度間の財源不足に備えるため、決算における剰余金を積み立てる基金であり、地方財政法第7条に規定されています。〇〇様のご理解の通り、使途の限定はなく、災害や税収減などにより財源不足が生じた年度に活用するものです。 松阪市の財政調整基金残高は、近年増加しておりましたが、平成30年度以降、減少に転じています。これは、合併特例事業債の短期償還の財源として、財政調整基金を活用したためです。松阪市では、重要な課題懸案事項であった幼稚園・小学校・中学校の空調設備事業やトイレ改修事業、鎌田中学校の校舎改築事業などについて、合併特例事業債を活用して早期に対応するため、平成29年度から令和元年度を集中投資期間として事業を実施してきました。そして、市債残高が増加につながらないよう短期間で償還するために財政調整基金の一部を取り崩して、活用いたしました。 また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染症対策として、「コロナに負けるな！松阪みんなの商品券事業」、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金交付事業」等、多くの事業を実施いたしました。その財源には令和2年度に創設された国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」約21億5千万円等を充当しております。金額につきましては、現在、取りまとめを行っており、9月の決算議会でお示しできるかと思いますので、よろしくお願いします。	財務課 電話：53-4317

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	財政調整基金の件	標記の件ですが目的をもった基金ではなく、台風、地震等があった場合につき、県や国等から支援以外に市独自の資金として活用されているものと理解をしております。まちがっていればお教え下さい。 手数をかけますが、合併以降の年度末の財政調整基金の残高年中の出入り、表現は無いですが、取りくずし、又は新たなる積増をおしえて下さい。又、令和２年度にコロナ対策として活用されたものがあればおしえてください。取りくずしの用途、今後例えば地球温暖化の影響で用水室とか南海トラフト地震の確立が30年以内に８割とかいわれております。 又、今回の感染症もサーズマーズもあり、周期的に発生しております。市として、財政調整基金に対する基本的な考え方もおしえて下さい。	ご意見をいただきました通り、近年、日本各地で災害の激甚化が問題となっております。また、当地域は、南海トラフ地震の発生による影響を大きく受けることが予想されており、新型コロナウイルス感染症についても未だ終息の見通しが立たない状況です。これらの不足の事態に対し、財源不足とならないよう一定の財源調整基金の確保は必要であると考えます。一方で、前述した事業のように課題懸案事項を先延ばしすることなく、未来に投資することも重要だと考えています。今後も財政調整基金の有効な活用を含め、限られた財源の中でより効果的な事業の実施に努めてまいります。	財務課 電話：53-4317

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	津波避難タワーの設計業務について－３	標記の設計業務について3月19日に市民の声を届けましたが、いまだ回答を頂いていません。そこで、五主地区の件について対応部署を指定し、下記の項目についてより具体的に市民の声を届けます。 五主津波避難タワーについて １　市道部に設置されるＶＳ側溝工について、上流から流入する既設U-240との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-240区間で溢水が生じています。 ２　同様に、非道路部に設置される北側のＶＳ側溝工について、上流から流入する既設U-300との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-300区間で溢水が生じ、近隣の集落まで影響しています。 ３　上記の内容は、技術的・水理学的に不適だと思われますが、どうですか。 ４　標記設計業務が建設部営繕課から建築事務所に一括発注されていますが、そもそも論としてこの手法に問題があるのではないでしょうか。建築設計と造成設計（開発許可書作成を含む）を分離発注し、確たる資格をもった受注者を選定し、設計成果品の品質を確保すべきではないですか。 以上建設部営繕課として、各項目についての見解を説明すると共に市長施策である“Ｐ→Ｄ→Ｃ→Ａサイクル”の考え方のもとに、今後の方針を「松阪市総合計画　7．市民のための市役所」の視点で具体的に説明してください。	【質問４に対する回答】 津波避難タワーの設計業務につきましては、当施設の早期完成を図ることを目的に、主たる設計業務が「建築物」であることから建築設計と造成設計を一括して建築設計事務所へ発注いたしました。 また、建築計画は造成計画に大きく影響することから、設計成果品の品質を確保するため、土木課と協議を行い、造成設計につきましては土木課の支援を受けて、連携しながら業務に取り組んだところです。 ご指摘のとおり、原則として、建築設計と造成設計は分離発注が望ましいと考えていることから、今後は民間資格者の活用を図りながら品質の確保に努めたいと考えています。	営繕課 電話：53-4177
4	学校の出席番号の件	6月はご承知の通り「男女平等月間」です。 小生の現役時代での出席番号は確か男子が先で女子が後でアイウエオ順だったと記憶しております。 さて、お忙しいとは思いますけれど、市内の36小学校、11中学校の出席順をおしえて下さい。	市内の36小学校、11中学校全校において、出席番号は男女混合であいうえお順です。	学校教育課 電話：53-4389

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	ヤングケアラーの件	6月2日の議会に於いて「ヤングケアラー」についての質問を6月3日の夕刊三重で知りました。この件に関して真摯な対応について心より敬意を表する次第です。「現時点で事例の報告は無し」とのことですが、もう一歩前へ進めてください。教育委員会より子供たち一人ひとりに個別の記名式のアンケートを実施していただきたいと思います。	松阪市におきましては、ヤングケアラーの実態調査は行っていませんが、各学校では、日々の学校生活や家庭訪問等におきまして、様子を見守ったり、実態を把握したりするなど、子どもたちに寄り添った取組を行っております。 また、児童生徒が不安や悩みを一人で抱え込むことがないように、ヤングケアラーに関することだけでなく、友人関係や学習・進路に対する不安や悩みなどを相談できる窓口を設置し、関係機関とも連携しながら、相談者に寄り添った対応に努めているところです。今後におきましては、いじめアンケート等にヤングケアラーに係る質問項目を盛り込むなど、ヤングケラーの実態把握を図る取組を進めていきたいと考えています。	学校支援課 電話：53-4403
6	松阪の偉人たち展	広報まつさか6月号で松阪の偉人たち展があることを知りました。紹介されているのは、昔の人が多いと思います。私は近現代の人として、丹羽保次郎、梅川文男を次回から加えて頂くと、一層内容に厚みが増すと思います。	7月に開催される松阪の偉人たち展は、松阪偉人顕彰団体協議会が主催しています。協議会は、日頃からそれぞれ個別の偉人を顕彰する民間団体が集まった組織であり、年に1回の合同展示として松阪の偉人たち展が開催されております。 ご紹介のありました丹羽保次郎氏と梅川文男氏については、現在、顕彰する個別の団体はないものと承知しており、そういった団体が協議会へ参加しない限り、展示に加えていくことは困難と思われますが、ご意見をいただいたことは協議会へお伝えいたします。	文化課 電話：53－4393

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	車のナンバープレートは『松阪多気』を！	我々、松阪市民の車のナンバープレート『三重〇〇〇〇』です。 先般、松阪警察署に用事があり『松阪・多気』のナンバーはどうですかと聞きましたら、国の方へ要望するのではとのことです。松阪・多気の住民の要望で協力して取り組めば実現可能なようです。 『松阪・多気』のナンバープレートを導入し、「動く広告塔」の実現をかちとりたいですネ。	ご提案いただきましたご当地ナンバーについては、ご指摘のとおり、近所でも伊勢志摩や鈴鹿などが導入されており、地域振興や観光振興等の観点から導入する地域がございます。ただ、導入にあたっては、管轄する国土交通省の求める要件も多岐にわたり、関係市町の協力や同意なども必要となるなど、簡単に登録できるわけではありません。 現在松阪市においては、ご当地ナンバーの導入について動いておりませんが、コロナ禍の状況を見極めながら、インスタグラム等SNSによる観光情報発信や働きかけ、東京日本橋で三重県のアンテナショップ三重テラスにおいて「松阪ウィーク」として約10日間にわたり松阪市の歴史や観光スポット、特産品の紹介等を行うなど、様々な面からいわゆる交流人口を増やすよう働きかけを行っているところです。 こうした取り組みから、実際に松阪に訪れてもらえる方を増やし、地域活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	経営企画課 電話：53-4322

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	マイナンバーカード（本名総背番カード）の件	マイナンバーの取組みについて担当部署総出の取組みご苦労様です。 １　マイナンバーカード取組みスタートの保有数及び保有率 　全市民と市職員（市長、教委、市民病院、部局全職）と市会議員の数値 ２　数字のとれる直近の数値、質問項目は１と同じ	マイナンバーカードは市民の皆様の利便性につながるものとして、現在まで広報などにおいて、その利便性等のＰＲを行い、多くの方にご申請をいただいています。 　お手紙にていただきましたお問い合わせにつきましては、個人番号カードは平成28年1月より交付がはじまり、平成28年3月末現在におきましては、交付件数5,010件、交付率2.99％でございます。 　直近の数値といたしましては、令和3年3月末で、交付件数58,469件、交付率は35.76％となっています。 　市職員の取得数及び取得率につきましては、取得及び申請者数は1,154人で、取得及び申請率は65.8％です。この数値は、学校職員等は含まれておりません。学校職員等及び市議会議員の取得数及び取得率は把握しておりませんので、ご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。	戸籍住民課 電話：31-1916

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	松阪市に於ける地球温暖化対策について	今回の国会で改正地球温暖化対策推進法の成立しました。 これは、昨年10月米大統領がバイデンになり、その方針と協調することにより「脱酸素社会」を目指す宣言がなされた。2050年に温室効果ガスの排出「実質ゼロ」を明記し、再生可能エネルギーの導入目標を我が市は努力義務とされました。再エネ導入促進の方向としては住民の声を聞き、優先的に開発をする「促進区域」を設け事業者が条件に見合う計画を申請し、我が市が条件を付して計画認定されるものです。 そこで、このような取組み展開する上で環境課を中心とした人材育成をされてみえると思いますが、充分なる人材はいるのか、もしいなければ人材採用（中途採用を含む）をどうするのか又財政面へのそなえは充分あるのか。ない場合の手立てはどうかおしえて下さい。 今後の話になりますが我々市民に対して事前取組み対応をどうされるかもよろしくお願い申し上げます。	さて、去る6月9日、内閣官房等による「国・地方脱炭素実現会議」において、地域脱酸素ロードマップが決定され、この中で、ご指摘の「促進区域」についても言及されています。今後、国が自治体の参考となる「促進区域」の考え方などを示すとされていることから、その動向を注視しつつ、「促進区域」について研究、検討していくことになるものと思われます。 また、ロードマップ全般について、今後、国から具体的な手法等が順次示されることが見込まれるため、環境課を中心にこれらについて調査、研究していくことになるものと思われます。このことが、人材育成にもつながるものと考えられます。 また、市民への対応としては、現在も行っている省エネ等の各種啓発活動を継続しつつ、ロードマップに関する今後の国からの詳細な情報等を確認の上、必要に応じ新たな啓発活動等を検討していくことになります。	環境課 電話：53-4425

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	犯罪被害者の支援の取組みの件	05年に施行された犯罪被害者基本法に基づき松阪市は、18年9月に担当窓口を地域安全対策課に設置。19年に支援要綱を制定され、具体的な活動を展開されていると聞いています。 小生、複数の友人にこの制度の内容を知っているかと聞きましたら、8人中1人のみ知っている（元裁判所の職員）だけでした。認知度が低いという感想ももった次第です。市は、県の条例を基に要綱を制定しておられます。そうすると、そのワク内の支援内容となるのでは。もう一度、対応の強化を図るもの、例えば見舞金の支給、転居費用の助成、無料法律相談制度等の対応も必要なのでは。よく知りませんが独自の条例が必要なのではないかと。制度の周知徹底と中味の充実を図る意味から条例化を。	お手紙の内容にもございましたが、松阪市では、平成３０年９月に犯罪被害者支援窓口を地域安全対策課に設置しました。これは、犯罪被害者等を対象とした相談窓口であり、身体的・精神的な負担の軽減と相談者のプライバシーを考慮し、対応依頼があった際には会議室などに特設窓口を設置し、関係各課の協力を得て、全ての手続きが1か所で完了するワンストップ体制の窓口です。 令和元年度には、松阪市犯罪被害者等支援要綱を制定し、犯罪被害者等日常生活支援事業を開始しています。この制度は、事件現場となった被害者宅の現場清掃や日常生活困難となった被害者の方に対する食事の支援でございます。事件現場の清掃は、被害者の精神的及び経済的な負担を軽減し、将来的には今後の生活を始める場所の確保にもなりえるものと考えます。食事の配食サービスにより身体的、精神的負担の軽減を図り、日常生活への回帰に寄与するものです。本制度は、市独自のものでございます。 今後も、被害者の状況や相談内容に応じて、「みえ犯罪被害者総合支援センター」、警察関係等への連絡や連携をとり対応していきます。市民の方への周知につきましては、三重県や犯罪被害者支援センターとともに街頭啓発や広報を通じて犯罪被害者週間等にPRを行っていく予定です。 松阪市における犯罪被害者等の支援体制につきましては、三重県で平成31年4月に条例化され、この条例を基に松阪市の前記の要綱を制定し、今後も現行の体制で支援を行っていく考えですのでご理解いただきますようお願いいたします。	地域安全対策課 電話：53-4074

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	「広報まつさか」の配布ルートの件	「広報まつさか」は毎月発行さています。そのルートは市役所―自治会―町内会―市民と思います。従って市民は町内会費を払って自治会員になって広報が届くと思います。小生70年あまり現在地に居住しています。従って町費を払い町内会のメンバーで広報をこのルートで入手していました。ところが、昨年の4月以降未配布の状態です。町内会費2017年4月以降未納入。 そこでおうかがいしますが、町内会に加入していないと入手できないでしょうか 小生は国の制度により住民税非課税世帯ですが、住民税納付市民でも町内会未加入のものは広報松阪を入手できなくなると思うからです。自治会は、基本的には任意加入でありますが、市民の意識が変わり、未加入者が増加しつつあります。 広報配布ルートを自治会経由で入手できなくなる市民がでてきております。「広報まつさか」の配布方針は今後どうするか教えて下さい。	「広報まつさか」の配布ルートについてですが、松阪市では住民自治協議会の下部組織である自治会を経由して配布しています。また、市内の公共施設や一部のスーパーなどでも配架しています。 ご指摘のとおり、自治会未加入で広報が届かないケースや、高齢化が進む自治会では配布業務の負担が大きくなっていることなど、課題もあります。 しかしながら、自治会にとって地域のコミュニケーションを図る重要なツールともなっているため、市としてはこれを尊重し、地域コミュニティ醸成の観点からも、当面現行どおり住民自治協議会（自治会）経由の方法を継続する予定です。 なお、自治会によっては、未加入世帯への配布を行っているところもあり、今後、未加入世帯への配布について、市から住民自治協議会へ配布協力の依頼を行ってまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。	広報広聴課 電話：53-4311
12	市民への食材支援の実施を？	小生毎年年末の助け合い取組みに参加させていただいておりますが、昨年末は人数も多く年代別10代から80代と幅があり、食材支援ニーズが高まっておることを実感しました。本年3月の銀行の決算で貸倒引当金を例年以上に積みました。これは、本年6月以降の事業所がコロナ借入金の返済に対処するものです。事業所が返済不能をみこむわけです。職をなくした人は数字では低いです。ですが、識者の見解では３倍は「職」をなくしたと考えてみえます。我が市民も同様では。１人の市民も「食」を失う人を出させないためにも、市が備蓄品を、自然災害と同質ですから供出方の対応をお願いしたい。決して「棄民思想」にオセンされないよう。我等下級市民の心からのお願いです。	松阪市では、拠点的な避難所となる小・中学校を中心とした指定避難所に、非常食としてフリーズドライご飯を備蓄しています。数量につきましては、三重県が発表した南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定（避難者数：32,000人）をもとに１日分を現物備蓄しています。市民への提供とのご意見ですが、南海トラフ地震など大規模災害時には食糧物資の流通途絶等も想定されることから、市民への災害用備蓄品からの提供は予定しておりません。 また、松阪市の災害用備蓄品のフリーズドライご飯は賞味期限の6か月前をめどに管理外として、市内小中学校などの各教育現場へ防災啓発を目的とした配布や、地域の防災訓練等への提供により活用しております。今後のフードバンクの活用など食材支援に関しましては、他の市の状況等も踏まえて引き続き研究をしてまいりたいと考えております。	防災対策課 電話：53-4034

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	松阪市内中学校の校歌の件	標記の件ですが中学校の校歌おしえて下さい。私事ですが、小学校、高校の校歌と大学の学生歌はすぐ歌えますが、S38年に卒業した鎌田中学の校歌は覚えていません。まだ、校歌がなかったかもしれませんが。	松阪市内の中学校校歌の件につきましては、市が保管する文書等の中で校歌が確認できる中学校は、下記のとおり現存する中学校11のほか、休校又は廃校となった中学校11校です。 1　市内中学校　11校分校歌 2　休校、廃校分校歌 ・西部中学校 ・柿野中学校 ・粥見中学校 ・宮前中学校（飯高東中学校） ・飯高西中学校 ・波瀬中学校 ・飯野中学校 ・太平中学校 ・花岡中学校 ・大河内中学校 ・松尾中学校	教育総務課 電話：53-4381

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	体育館使用禁止について	蔓延防止が延長されてスポーツ施設の利用禁止が延長になりましたが、近隣の市町村では普通に使用をしている中、なぜ松阪市だけ利用禁止なのでしょうか？ コロナで私生活でも色んな所にも行けずスポーツ位はさせてあげたいと思いますが、松阪市だけ利用できないので、仕方なくコロナが出ている市に行くことになり。 換気や、アルコール消毒、検温など他市と同じ様な利用規則を実施するなどして、他市に揃えた対応をしてもらえると嬉しいです。	体育館につきましては、三重県まん延防止等重点措置が5月9日から実施されたことに伴い、5月12日よりスポーツ活動を禁止しており、期間につきましては、当初5月30日までとしておりましたが、5月28日に措置期間が6月20日まで延長されましたことから、使用禁止期間につきましても6月20日まで延長しております。 しかしながら、学校教育における部活動が6月1日から緩和されたこと、感染症対策の徹底等により、現在、児童生徒に感染者が出ていないこと、また、児童生徒の活動で体育館を利用している関係者の方々から様々なご意見が寄せられたこともあり、大会での熱中症やケガ等事故防止の観点から、感染症対策を徹底した上で、6月または7月に公式大会に出場する児童生徒に限定して、6月8日より大会が終了するまでの期間、小中学校の体育館等の使用制限を緩和させていただくことになりました。 学校施設以外の屋内スポーツ施設や公式大会に出場しない児童生徒等につきましては、引き続きスポーツ活動での使用を禁止とさせていただきますが、今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に重点を置きながら、学校施設開放事業を実施していけるよう努力してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	教育総務課 電話：53-4382

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
15	ワクチン集団接種について	5月は1日150名程度だった人数が6月に入って急に600人になったのはあまりにも多すぎて渋滞、密になっています、何かこわいです、初回の人と2回目の人の入り口を別けて下さい。 1時間以上待たなければ出来ない！	クラギ文化ホールでの集団接種の1日当たりの接種者数が増えたことにより、ご不安な思いをさせてしまい申し訳ありません。また長時間お待たせしてしまったことを重ねてお詫び申し上げます。 「高齢者接種を7月末までに終わらせるように」という厚生労働省からの通達により、6月2日より1日の接種者数を大幅に増やして予約を受け付けしております。今後は、受付窓口の追加や、案内係・接種看護師の増員、接種時間通りに会場に来ていただけるよう警備員や会場入り口で呼びかけを行う等、円滑に集団接種を受けていただけるよう対策を行います。 また、接種1回目と2回目の方で入り口を分けることについては、会場で行っていただくこと（受付・予診票チェック・予診・接種・経過観察）に違いがないため、現在は想定しておりません。申し訳ありませんが、ご了承いただければ幸いです。	健康づくり課 電話：31-1212
16	中高生への接種について	新型コロナのワクチン接種を中高生にという報道があります。 松阪市でもそうなることを恐れて、今日は意見させていただきました。 本当に、辞めて下さい。 子供達は、自分では決めることができません。 親に従って打つしかありません。 従って打つとか最悪ですよね。ワクチンの安全性にはまだまだ疑問だらけです。 子供達への接種、どうか検討しないで下さい。	今般の新型コロナウイルス感染症に関する予防接種の実施につきましては、予防接種法の定めにより、国からの委託を受け、市町村が業務を行う第一号法定受託事務とされております。国から示されております「予防接種実施要領」の中でファイザー社製ワクチンに関しては、「12歳以上の者に対して、本予防接種を実施すること」と接種対象者が指定されています。したがって、市町村独自の判断で対象者を変更することはできません。申し訳ありませんが、ご了承いただけますと幸いです。	健康づくり課 電話：31-1212

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
17	避難場所	災害があった際に動物と一緒に避難できる場所を増やしてほしいです。 松阪市内で動物と暮らしている人は多いと思いますし、動物を家に置いて自分だけ避難する事は考えられない人がほとんどだと思います。 動物と人間が一緒に避難できる場所をなるべく多くしてほしいです。 よろしくお願いします。	現在、本市におきましては、風水害時にペットと共に避難できる避難所について、「三十三銀行アリーナ（松阪市総合体育館）」をペット同行避難所として指定しております。また、開設される各小学校などの避難所におきましても、ケージ等に入れていただき軒先やピロティなど屋根のある場所に設置する等対応をさせていただいております。 大規模災害時には、「松阪市地域防災計画」において、三重県と協力し「動物救護本部」を設置し、避難所・仮設住宅のペットの状況等の情報提供や動物愛護の活動を行うことを位置づけております。加えて、「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）」では、各小中学校などを含めた避難所設置時に、屋根のあるところにペットの飼養スペースを設置する等、ペットと共に避難された方を受け入れられるよう体制を整備することを地域へ呼びかけるなど、住民とペットが一緒に避難できるよう配慮を進めています。 飼い主の皆さまにおかれましては、災害発生時にペットと共に避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練をしていただくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努めていただきますようお願いしております。 また、ペットと共に円滑な避難行動が取れるよう、住まいの耐震化や家具の固定・配置、ペット用品も含めた備蓄の管理なども含め、引き続きご自宅における防災・減災対策を続けていただきますようお願いいたします。 市としましても引き続き、防災訓練等を通じて三重県獣医師会松阪多気支部等の関係機関や飼い主の皆さま方と連携の強化に努めてまいります。	防災対策課 電話：53-4313

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
18	(R3.10.5追加) 文化財収蔵庫の設計業務について－２	標記について、令和3年3月9日に市民の声を建設部宛てで届け、回答を頂いていますが、その項目のうち“14.と15.”については建設部及び下水道部が連携した上で回答されるはずですが、大いなる疑問があります。 従って、上記の“14.と15.”について下水道部に市民の声を届けます。 14　松阪市では公共下水道事業（雨水・汚水）が都市計画決定され、当該区域の鈴の森公園エリアは百々川第3排水区であり、事業認可を受けて事業に着手されています。 しかしながら、下水道雨水幹線の放流先が“2級河川百々川”であり、当該河川は松ヶ崎地区の整備が始まったばかりで、鈴の森地域の雨水施設整備は基本的に下流である百々川の河川改修が完了しないと、進んでいけない現状であるため、当該エリアの雨水排水施設整備がいつ頃に完了するのか想定できない状況ではないでしょうか。 このような状況下で、雨水排水計画の協議を下水道と行う必要がありますが、打合せ記録の中には存在しません。何らかの協議があるはずですので、そのエビデンスを提示すると共に、建設部・下水道部との連携についての見解を説明して下さい。（建設部に届けた内容、一部加筆） 15　昨年4月から建設部・上下水道部共同で「雨水流出抑制技術指針」の適用をされていますが、今回の設計には反映されていません。都市計画法第29条の適用除外ではあるが、上記指針を適用しなくても良いですか。 この百々川第3排水区は雨水整備をしようにも下流部の現状を考えると、当分の間整備不可能に思われます。（上記の14.） このような地域に対して、雨水流出抑制技術指針を適用していない理由を、分かりやすく説明して下さい。（建設部に届けた内容）	文化財収蔵庫の設計業務時に、雨水排水計画の協議はございませんでしたが、当該工事の松阪市雨水流出抑制指針の適用については、上下水道部として実施に向けて関係部署との協議を行いたいと考えます。また、今後建設される公共施設の流出抑制については、関係部署と連携をとり率先して取り組んでいけるよう協議を行っていきたいと考えております。	下水道建設課 電話：53-4232

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
19	(R3.10.5追加) 都市計画法第32条同意について－２	令和2年10月29日付けに下記の内容等（4項目）にて市民の声を届けていますが、未回答項目（1.）がありこの対応についてスピード感がなく大いに疑問を感じていますので、再度市民の声を届けます。 タイトル「都市計画法第32条同意について」 内容、 令和2年10月に開示請求した資料（開発許可番号KK15020013、KK15020011)によると、下水道管理者から都市計画法第32条同意を得ています。この内容について、「松阪市雨水流出抑制技術指針」のことが記載されていますが、具体的な構造・工法等について指示されていないため、開発許可書の内容に疑問点がいくつかあります。 国土交通省の「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」を基に、下記に問題点を記載します。 1.雨水流出抑制効果は、対象降雨に対して“ベースカット”する手法となるが、許可された浸透桝配置図では対応する工法とはなっていない。 雨水浸透施設の設置例が手引き（案）には記載されているが、これとは相違する工法図となっており、設計浸透能力が確保できるとは考えにくい。また、浸透桝の設置が建築時となっているが、適切性を確認できますか。 2.追加意見として、都市計画法第33条三項に重要ポイントが記載されていますが、これを遵守しない工法で協議・同意をしてよろしいか。なぜなら、開発区域からの雨水流出量は、下水道雨水幹線に流入しています。 別紙平面図（2枚）は開発許可書に添付されているものを、望ましいと思われる形に赤字訂正してあります。 以上2点について、下水道管理者としての見解及び今後の対応方針を聞かせてください。	１．　現在、「松阪市雨水流出抑制技術指針」を運用しておりますが、より効果が出るよう、 関係部署と調整を行い、指針の向上を図ることが重要であると考えます。また、適切性の確認については、担当部署に確実に確認が行える方法などの検討をお願いしていきたいと思います。 ２．　ご意見いただきました、流出抑制方法につきましては、ご意見も参考にしながら、関係 部署と調整を行い、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（国土交通省）」も参考に、流出抑制効果が充分に発揮できるよう、工法の変更を行うよう、早期に取り組みたいと考えております。	下水道建設課 電話：53-4232

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
20	（R3.10.19追加） 町内県道37号線と街灯	東黒部町内の県道37号線の交通量についてお話します。この道は、国道に比べるとかなり狭く制限速度も低くしてあります。しかしながら朝や夕方には抜け道として、特に大口方面の工業会社の社員が猛スピードで走り地元住民は困っています。 以前に抑制措置として中の川の手前に中古線をひいてもらいましたが、改善せずまた、毎朝、ボランティアの方に立ってもらっていますが、無意味です。 特に町内は高齢の方も多く、子供たちの安全面でも何とか具体策を検討してもらいたい。 また、町内の街灯が少なく防犯上よくない。明和町内と比べても未だに蛍光灯で所々切れているものもあります。早期の設置をお願いしたい。	ご指摘いただいた東黒部町内の県道37号線についてですが、おそらく県道705号線のことであると思われます。お間違いないでしょうか。交通規制に係わるものは、公安委員会（警察）が管轄しておりますので、今回頂戴いたしましたご意見は、松阪警察署に引継ぎ致します。 また、「町内の街灯が少なく防犯上よくない」とのご意見について、市内の街灯には、市が管理する道路照明灯と地域の住民自治協議会が管理する防犯灯がございます。（一部それ以外の街灯もあります） 市が管理をする道路照明灯は、交差点や横断歩道を照らし道路を管理するためのもので、東黒部町内には３カ所ございます。 道路照明灯に不点灯などの不備がある場合は、早急に修繕等を行いますので、場所などの詳細を下記の市役所建設保全課までご連絡いただきますようお願いいたします。 地域の防犯を目的に設置される防犯灯につきましては、お住いの地域の住民自治協議会にて管理をされており、新規に設置する場合も住民自治協議会で検討され設置されています。 防犯灯の設置、修繕などのご要望は、お住まいの自治会の役員様や会長様、もしくは東黒部住民自治協議会（事務局は東黒部地区市民センター内）までご相談いただければと思います。	地域安全対策課 電話：53-4062 建設保全課 電話：53-4412

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
21	(R4.1.28 追加) 津波避難タワーの設計業務について－２	標記の設計業務について3月19日に市民の声を届けましたが、いまだ回答を頂いていません。そこで、五主地区の件について対応部署を指定し、下記の項目についてより具体的に市民の声を届けます。 五主津波避難タワーについて １　市道部に設置されているVS側溝工について、上流から流入する既設U-240との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-240区間で溢水が生じています。 ２　同様に、非道路部に設置される北側のVS側溝工について、上流から流入する既設U-300との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-300区間で溢水が生じ、近隣の集落まで影響しています。 ３　いずれの側溝工とも、都市計画法第32条協議の対象であり、その公共施設管理者との協議を得て開発許可がなされています。この内容は、技術的・水理学的に不適だと思われますが、どうですか？ 以上公共施設管理者（道路側溝の管理者）として、各項目についての見解を説明すると共に市長施策である“Ｐ→Ｄ→Ｃ→Ａサイクル”の考え方のもとに、今後の方針を「松阪総合計画　7.市民のための市役所」の視点で具体的に説明してください。	【ご意見１～３について】 当該事業用地の周辺は平坦な耕作地であるため、現況の水路高と計画宅地高との高低差や周辺の宅地高との関係や、周辺公共施設の整備状況から、現計画高でVS側溝工等の排水施設が計画されていることから、水面接合の考えについては、当該案件では考慮しておりませんが、ご意見のとおり、背水現象が発生する恐れがあるため、今後は「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に基づき、水理学的に望ましい水面接合や管頂接合を原則とした接合方法にて協議したいと考えています。 また、流下能力の確認につきましては、令和3年11月30日付け21松土第344号で回答しました内容を参考にしていきたいと考えています。	建設保全課 電話：53-4412 土木課 電話：53-4146

令和３年度（2021年度）6月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
22	(R4.1.28 追加) 津波避難タワーの設計業務について－３	標記の設計業務について3月19日に市民の声を届けましたが、いまだ回答を頂いていません。そこで、五主地区の件について対応部署を指定し、下記の項目についてより具体的に市民の声を届けます。 五主津波避難タワーについて １　市道部に設置されているVS側溝工について、上流から流入する既設U-240との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-240区間で溢水が生じています。 ２　同様に、非道路部に設置される北側のVS側溝工について、上流から流入する既設U-300との水位が接合していない（下流の方が水位が高い）ため、背水現象が生じ上流部U-300区間で溢水が生じ、近隣の集落まで影響しています。 ３　上記の内容は、技術的・水理学的に不適だと思われますが、どうですか。 ４　標記設計業務が建設部営繕課から建築事務所に一括発注されていますが、そもそも論としてこの手法に問題があるのではないでしょうか。建築設計と造成設計（開発許可書作成含む）を分離発注し、確たる資格を持った受注者を選定し、設計成果品の品質を確保すべきではないですか。 以上建設部営繕課として、各項目についての見解を説明すると共に市長施策である“Ｐ→Ｄ→Ｃ→Ａサイクル”の考え方のもとに、今後の方針を「松阪総合計画　7.市民のための市役所」の視点で具体的に説明してください。	【質問１～３に対する回答】 当該事業用地の周辺は平坦な耕作地であるため、現況の水路高と計画宅地高との高低差や周辺の宅地高との関係や、周辺公共施設の整備状況から、現計画高でVS側溝工等の排水施設を計画しており、水面接合の考えについては、当該案件では考慮しておりませんが、ご意見のとおり、背水現象が発生する恐れがあるため、今後は「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に基づき、水理学的に望ましい水面接合や管頂接合を原則とした接合方法にて取り組みたいと考えています。 また、流下能力の確認につきましては、令和3年11月30日付け21松土第344号で回答しました内容を参考にしていきたいと考えています。	営繕課 電話：53-4177 土木課 電話：53-4146